

人権擁護委員法の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三百二十九号） 1

改正案	現行
<p>（委員の使命）</p> <p>第二条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないように監視するとともに、これが侵害された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を講ずるほか、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。</p> <p>（委員の定数）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、人権委員会が定める。</p> <p>3 第十四条第二項に規定する都道府県人権擁護委員連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、人権委員会に意見を述べることができる。</p> <p>（削る）</p> <p>（委員の推薦及び委嘱）</p> <p>第五条 人権擁護委員は、人権委員会が委嘱する。</p>	<p>（委員の使命）</p> <p>第二条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。</p> <p>（委員の定数）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。</p> <p>3 第十六条第二項に規定する都道府県人権擁護委員連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、法務大臣に意見を述べるすることができる。</p> <p>（委員の性格）</p> <p>第五条 人権擁護委員には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）は、適用されない。</p> <p>（委員の推薦及び委嘱）</p> <p>第六条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。</p>

2 前項の人権委員会の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第十四条第二項ただし書の規定により人権委員会が定める区域とする。第五項及び第六項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、人権委員会に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聴いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならぬ。

4 人権委員会は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町村長に対し、相当の期間を定めて、更に他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、人権委員会は、第二項の規定にかかわらず、第三項に規定する者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第十六条第二項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第五項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第二項の規定にかかわらず、第三項に規定する者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。

6 人権委員会は、第二項に規定する市町村長が推薦した者以外に、第三項に規定する者で、人権擁護委員の職務を行うのに必要な法律、医療、心理又は教育の知識経験その他の専門的な知識経験を有し、特に人権擁護委員として適任と認められるものがあるときは、第二項から前項までの規定にかかわらず、その者の住所地の属する市町村の長並びに当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、その者に人権擁護委員を委嘱することができる。

7 人権委員会は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名及び職務をその関係住民に周知させるよう、適当な措置を講じなければならない。

8 市町村長は、人権委員会から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。

(削る)

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第七条第一項第四号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7 法務大臣は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名と職務をその関係住民に周知せしめるよう、適当な措置を採らなければならない。

8 市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。

(委員の欠格条項)

第七条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

二 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者

三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党

(委員の給与)

第六条 (略)

2 (略)

(委員の任期等)

第七条 人権擁護委員の任期は、三年とする。ただし、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

2 人権擁護委員は、再任されることができる。

3 人権擁護委員は、非常勤とする。

(委員の職務執行区域)

第八条 人権擁護委員は、その者の置かれている市町村の区域内において、職務を行うものとする。ただし、特に必要がある場合においては、その区域外においても、職務を行うことができる。

(委員の職務)

第九条 人権擁護委員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- 一 自由人権思想に関する啓発活動を行うこと。
- 二 民間における人権擁護運動の推進に努めること。

その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の給与)

第八条 (同上)

2 (同上)

(委員の任期)

第九条 人権擁護委員の任期は、三年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

(新設)

(新設)

(委員の職務執行区域)

第十条 人権擁護委員は、その者の置かれている市町村の区域内において、職務を行うものとする。但し、特に必要がある場合においては、その区域外においても、職務を行うことができる。

(委員の職務)

第十一条 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

- 一 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。
- 二 民間における人権擁護運動の助長に努めること。

三 人権に関する相談に応ずること。

四 人権侵害行為（人権委員会設置法（平成二十四年法律第

号）第二条第一項に規定する人権侵害行為をいう。

）に関する情報を収集し、人権委員会に報告すること。

五 人権委員会設置法第二十二条並びに第二十四条第一項及び第四項の規定により、必要な調査をし、適切な措置を講ずること。

六 （略）

（委員の服務）

第十条 （略）

2 人権擁護委員は、その職務を執行するに当たつては、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。

第十一条 （略）

2 （略）

（委員の監督）

第十二条 人権擁護委員は、職務に関して、人権委員会の指揮監督を受ける。

三 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

四 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。

（新設）

五 （同上）

（委員の服務）

第十二条 （同上）

2 人権擁護委員は、その職務を執行するに当たつては、関係者の身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。

第十三条 （同上）

2 （同上）

（委員の監督）

第十四条 人権擁護委員は、職務に関して、法務大臣の指揮監督を受ける。

(委員の解嘱)

第十三条 人権擁護委員会は、人権擁護委員が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、関係都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴き、これを解嘱することができる。

一 三 (略)

2 前項の規定による解嘱は、当該人権擁護委員に、解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行ふことができない。

(協議会、都道府県連合会及び全国連合会)

第十四条 人権擁護委員は、人権委員会が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

2 人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、人権委員会が定める区域ごとに組織するものとする。

3 (略)

4 人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会に、それぞれ事務局を置く。

(協議会の任務)

第十五条 人権擁護委員協議会は、次に掲げることを任務とする。

(委員の解嘱)

第十五条 法務大臣は、人権擁護委員が、左の各号の一に該当するに至つたときは、関係都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞き、これを解嘱することができる。

一 三 (略)

2 前項の規定による解嘱は、当該人権擁護委員に、解嘱の理由が説明され、且つ、弁明の機会が与えられた後でなければ行ふことができない。

(協議会、連合会及び全国連合会)

第十六条 人権擁護委員は、法務大臣が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

2 人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織する。但し、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

3 (同上)

(新設)

(協議会の任務)

第十七条 人権擁護委員協議会の任務は、左の通りとする。

- 一〇五 (略)
2 (略)

(都道府県連合会の任務)

第十六条 都道府県人権擁護委員連合会は、次に掲げることを任務とする。

- 一〇五 (略)

2 都道府県人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を人権委員会に報告しなければならない。

(全国連合会の任務)

第十七条 全国人権擁護委員連合会は、次に掲げることを任務とする。

- 一〇五 (略)

2 全国人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を人権委員会に報告しなければならない。

(委員の表彰)

第十八条 人権委員会は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会が、職務上特別な功労があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

- 一〇五 (同上)
2 (同上)

(連合会の任務)

第十八条 都道府県人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

- 一〇五 (同上)

2 都道府県人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。

(全国連合会の任務)

第十八条の二 全国人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

- 一〇五 (同上)

2 全国人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。

(委員の表彰)

第十九条 法務大臣は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会が、職務上特別な功労があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめることに意を用いなければならない。

(人権委員会規則への委任)

第十九条 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、人権委員会規則で定める。

第二十条 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。